（JASSO 学校担当者ホームページ掲載用）

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の推薦等に係るＱ＆Ａ
【令和４年４月１日版】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、「緊急特別無利子貸与型奨学金」を令和４年度においても行うにあたり、前回のＱ＆Ａ（令和3年5月14日版）について、改めて以下のとおりとりまとめましたのでご参照ください。

目　次

１．制度の目的【Ｑ１～４】 ２
２．対象者の範囲【Ｑ５～１０】 3
３．経済要件【Ｑ１１～２９】 4
４．学力基準【Ｑ３０】 9
５．支援額等【Ｑ３１～３５】 9
６．貸与期間【Ｑ３６～３７】 １０
７．申込（推薦）期限【Ｑ３８】 １０
８．申込方法・推薦方法【Ｑ３９～４１】 １０
９．提出書類【Ｑ４２～４３】 １１

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の推薦に関する通知や資料等は、学校担当者用ホームページに掲載していますので、併せてご参照ください。

４月１日に推薦に関する通知等を学校担当者用ホームページに掲載後、推薦等に係るＱ＆Ａの更新版（本紙）及び学校担当者用「推薦前チェックリスト」を掲載しました。

奨学金事務担当者ページ（大学・大学院・短大・高専・専修学校専門課程） ＞ 更新情報（2022 年4月1日）
＞新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応等について（依頼）

https://www.jasso.go.jp/tantosha_login.html

【制度の目的】

Ｑ１．今回機構から届いた通知文の趣旨はどういったものか。

Ａ１．昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、アルバイト収入等が大幅に減少し、大学等を中退せざるを得ないような事態が想定されうるという懸念があることから、一昨年度より実施している緊急特別無利子貸与型奨学金を令和4年度においても行うこととしました。

Ｑ２．　緊急特別無利子貸与型奨学金は、既存の無利子奨学金（第一種奨学金）と異なるのか。

Ａ２．緊急特別無利子貸与型奨学金は、新型コロナウイルス感染症の対応策として、一定期間（令和５年３月まで)、支援を行うものです。既存の無利子奨学金に比べ、貸与月額が拡充（従来の最大 6.4 万円を最大 12 万円まで増額）され、年収・所得の上限額（目安）も拡充（約 850 万円を約 1,200 万円まで拡充（※4 人世帯・給与所得者・私立大・自宅外通学の場合)）されることになります。

なお、本奨学金は、法令上の区分は有利子奨学金（第二種奨学金）となりますが、国からの補填により実質無利子で貸与されます。そのため、奨学生番号も従来の第二種奨学金の奨学生番号が適用されます。

Ｑ３．既存の無利子奨学金（第一種奨学金）と緊急特別無利子貸与型奨学金を、併せて貸与を受けることはできるのか。

Ａ３．既存の無利子奨学金（第一種奨学金）と緊急特別無利子貸与型奨学金を併せて貸与を受けることができます。そのため、最大約 18 万円（第一種奨学金 6.4 万円（私立大学自宅外）と緊急特別無利子貸与型奨学金最大 12 万円）を無利子で貸与を受けることができます。

なお、この場合、従来の併用貸与の家計基準を超過している場合でも、第二種奨学金の家計基準を満たしていれば、家計基準適格者として取り扱います。

Ｑ４．　給付奨学金と緊急特別無利子貸与型奨学金を併給した場合、給付奨学金の支援区分に応じて併給調整が適用されるのか。

Ａ４．緊急特別無利子貸与型奨学金は、既存の無利子奨学金（第一種奨学金）とは制度が異なる（法令上、第二種奨学金である）ため、給付奨学金の支援区分に関係なく、最大 12 万円を実質無利子で貸与を受けることができます。（併給調整の対象とはなりません）

【対象者の範囲】

Ｑ５．　どういった学生を推薦対象とすればよいのか。

Ａ５．家庭から自立し、主にアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少し、学費等の支払いが困難となる者であり、本奨学金の必要性が真に認められる学生等を推薦していただきますようお願いします。また、世帯の目安収入は４人世帯・給与所得者・私立大学・自宅外の場合、約 1,200 万円（第二種奨学金と同じ。）となります。なお、借りすぎ防止（学生保護）等の観点から、既に第二種奨学金（有利子）の貸与を受けている学生等は対象から除くこととしています。

Ｑ６．対象となる学校種はどうなるか。

Ａ６．本制度は、第二種奨学金の応急採用と同様の学校種を対象とするため、学部、大学院、短期大学、高等専門学校（４・５年生)、専修学校専門課程が対象となります（専攻科、上級学科を含む)。

Ｑ７．外国籍の学生の要件はどうなるか。

Ａ７．通常の第二種奨学金と同じです。外国人留学生（在留資格「留学」）や在留資格が「家族滞在」の学生等は対象外です。

Ｑ８．過去に第二種奨学金（有利子）を辞退し、現在第二種奨学金の貸与を受けていない学生等は、本制度の推薦対象とすることができるか。

Ａ８．申込時点で第二種奨学金の貸与を受けていない学生等であれば、本制度の推薦対象とすることができます。また、昨年度、緊急特別無利子貸与型奨学金を受け令和 4 年３月で貸与終了となった者であっても、申込時点で第二種奨学金の貸与を受けていなければ、再度申し込むことが可能です。

Ｑ９．令和３年度卒業予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職内定の取消を受けたこと等でやむを得ず修業年限を超えて在学することとなった者についても対象となるか。

Ａ９．新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が大幅に減少しているなどの要件に該当すれば対象となります。

Q10. 予約採用候補者として、第二種奨学生に採用される予定だが、対象となるか。

A10. 第二種奨学金を受けている方に準じた取扱いとするため、既に予約採用候補者として採用予定の方は対象としていません。

【経済要件】

Q11.「家庭から自立」、「主にアルバイト収入により学費等を賄っている」とは、具体的にどのようなケースをイメージしているのか。

A11. あくまでも目安ですが、以下の内容となります。

① 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）

② 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

Q12. 自宅外で生活をしているか否かを確認する必要はないのか。

A12. 本制度では、自宅外で生活をしているか否かは要件としておらず、特に確認いただく必要はありません。

Q13. 既存制度の利用状況を確認する必要はないのか。

A13. 本制度では、既存制度の利用状況は特に確認いただく必要はありません。但し、既に第二種奨学金の貸与を受けている場合は借りすぎ防止（学生保護）等の観点から対象外となります。

Q14.「アルバイト収入が大幅に減少」とは、どの程度の減少をいうのか。

A14. 令和４年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、適用前の月と比較して 50%以上の減少を想定しています。

また令和４年４月以降にアルバイトを開始する予定だった者が、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト先が見つからない等で当初予定していた収入が得られない場合も推薦の対象者とすることができます。

Q15. アルバイト収入が大幅に減少したが、親からの仕送りが年間 150 万円以上ある学生等は推薦することはできるか。

A15. 親からの仕送りはあくまでも目安です。よって、仕送りが年間 150 万円以上ある学生等であっても、アルバイト収入が大幅に減少したことにより、学生生活に大きな支障が生じ経済的理由により大学等での修学が困難と認められる場合には、推薦の対象者とすることができます。

Q16. アルバイト収入が大幅に減少した代わりに、親からの仕送りが増えて年間 150 万円以上となった学生等を推薦することはできるか。

A16. 親からの仕送りはあくまでも目安です。よって、仕送りが年間 150 万円以上となった学生等であっても、アルバイト収入が大幅に減少したことにより、学生生活に大きな支障が生じ経済的理由により大学等での修学が困難と認められる場合には、推薦の対象者とすることができます。

Q17. アルバイト収入が大幅に減少したが、学校独自の支援として学生本人に支援金を支給している学生等を推薦することはできるか。

A17. 第二種奨学金の基準適格者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、生活費や学費等を賄うための主な収入源としていたアルバイト収入が大幅に減少した学生等であれば、学校独自の支援金を支給されている学生等であっても推薦していただくことができます。

Q18. アルバイト収入が大幅に減少している証明書として、給与明細を受け取っていない（又は紛失している）等のため、アルバイト収入が 50%以上減であることが判別できない場合、代わりにどのような証明書を提出させればよいか。

A18. 給与明細等を受け取っていない場合や紛失したことにより、令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較してアルバイト収入が 50%以上減であることが判別できない場合、当該給与明細等の再発行が可能かどうか雇用主に確認いただくよう案内ください。再発行が困難な場合は、学生本人の自己申告により、適用前と比較してアルバイト収入が 50%以上減であることが分かる書類（様式自由）を提出させ、面談等で収入が 50%以上減であることを確認いただくようお願いします。

Q19. アルバイト収入が大幅に減少しているが、アルバイトが日雇いで直接現金を受け取っていたため証明書類が何もなく、アルバイト収入が 50%以上減であることが判別できない場合、代わりにどのような証明書を提出させればよいか。

A19. 証明書類が何もない場合は、自己申告により、令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較してアルバイト収入が 50%以上減であることが分かる書類（様式自由）を提出させ、面談等で収入が 50%以上減であることを確認いただくようお願いします。

Q20. アルバイト収入が大幅に減少しているが、学生等から提出された証明書類ではアルバイト収入減が 50%未満である場合、推薦することはできないのか。

A20. 令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較して 50%以上の減少を想定していますが、アルバイト収入減が 50%未満であっても推薦は可能です。最終的には、大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活に大きな支障が生じていることが顕著であり、かつ家庭（両親のいずれか）の収入減少等により家庭からの支援を得ることが期待できないといった他の条件等も勘案のうえ、推薦していただくことができます。

Q21. 現在休学中で復学予定の学生等から、アルバイト収入減が 50%以上であることの申し出があった場合、推薦することはできるか。

A21. 現在休学中の学生等であっても、アルバイト収入が「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較して 50%以上減であること等が確認できた場合、推薦することができます。

Q22. 留学や休学を予定している学生等であっても、アルバイト収入減が 50%以上であることの申し出があった場合、推薦することはできるか。

A22. 留学や休学を予定している学生等であっても、アルバイト収入が令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較して 50%以上減であること等が確認できた場合、推薦することができます。

Q23. 学業成績の不振等により留年した学生からアルバイト収入が大幅に減少しているとの申し出があった場合、推薦することはできるか。

A23. 現在学業成績の不振等により留年している学生等については、アルバイト収入が大幅に減少した場合でも推薦することはできません。なお、令和３年度卒業予定だった者で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により就職内定の取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等でやむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった学生等で、アルバイト収入が大幅に減少した場合であれば推薦することができます。

Q24. アルバイト収入の多寡は推薦時に問わなくてよいか。例えば、収入が月 10 万円の学生と月 1 万円の収入の学生等がそれぞれ 50%以上減となった場合、どちらを優先すればよいか。

A24. アルバイト収入の多寡や減少額については問いません。生活費や学費等を賄うための主な収入源としていたアルバイト収入減が、令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較して 50%以上であり、経済的理由により大学等での修学が困難であり、本奨学金の必要性が認められる学生等を推薦していただきますようお願いします。

Q25. 居住地が「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等の実施区域とならなかった場合は、緊急特別無利子貸与型奨学金の対象とすることはできないのか。

A25. 令和 4 年度における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、適用前の月と比較してアルバイト収入が 50%以上の減少となった者を想定していますが、居住地等が「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の実施区域とならなかった場合においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活に大きな支障が生じていることが顕著であり、かつ家庭（両親のいずれか）の収入減少等により家庭からの支援を得ることが期待できないといった他の条件等も勘案のうえ、対象としていただくことができます。

Q26. 緊急特別無利子貸与型奨学生として採用された者が、適格認定により留年した場合や途中退学した場合でも、返還時に無利子が取り消されることはないのか。

A26. 本制度は大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活に大きな支障が生じている学生への支援策として奨学生を採用することから、本制度に採用された後に留年や退学等が生じた場合でも、実質無利子となることが取り消されることはありません。

Q27. 緊急特別無利子貸与型奨学生として採用された者が、採用後に家庭から多額の仕送りを受けることになった場合など生活費や学費等を賄うための主な収入源が改善された場合でも、返還時に無利子が取り消されることはないのか。

A27. 本制度は大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活に大きな支障が生じている学生への支援策として奨学生を採用することから、採用後に家庭から多額の仕送りを受けることになった場合でも、実質無利子の貸与が取り消されることはありません。

Q28. 既に第二種奨学金（有利子）の貸与を受けている学生等の中にもアルバイト収入が大幅に減少し大学等を中退せざるを得ない事態などにより、学生生活に大きな支障が生じている者がいるが、本制度の推薦対象とすることはできないのか。不公平ではないか。

A28. 本制度は、あくまでも既存の第二種奨学金の枠組みを利用して、一定期間、緊急的な特別支援として実施します。既に第二種奨学金の貸与を受けている場合は、借りすぎ防止（学生保護）等の観点から本制度の対象から除くこととしています。

既に第二種の貸与を受けている学生等が大学等を中退せざるを得ない事態のときは、貸与月額の増額をご案内いただくようお願いします。なお、貸与中の第二種奨学金については、有利子ではありますが、在学中には返還期限猶予（在学猶予）を利用できること、返還困難時には減額返還や返還期限猶予の制度を利用できること、基本月額の上限利率は３％ですが、現在の利率は非常に低くなっていること等もご案内いただくようお願いします。

（参考）第二種奨学金の利率について

基本貸与月額にかかる利率は、財政融資資金の借入利率に連動して、貸与終了時に決定される仕組みとなっています（上限３％）。

○ 貸与終了者の適用利率

貸与終了年月	利率固定方式	利率見直し方式 （５年毎見直し）
2022 年３月	０．３６９％	０．０４０％
2023 年３月	2023 年３月決定	

Q29. アルバイトを予定していたが、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等の影響でアルバイトができなくなった学生等であっても、緊急特別無利子貸与型奨学金の貸与を受けることはできるか。

A29. アルバイトを予定していたが、得られるはずの収入が得られなくなった場合も対象となります。申請の際、その旨を自己申告させてください。

【学力基準】

Q30. 学力基準は、第一種と第二種のどちらの基準が適用されるのか。

A30. 学力基準は、第二種奨学金の基準が適用されます。学修意欲や平均水準以上の成績等、第二種奨学金の基準により判定してください。

【支援額等】

Q31. 貸与月額の上限はあるのか。

A31. 通常の第二種奨学金と同じです。大学（学部）等は最大 12 万円までとなっています。
【Q33 参照】

Q32. 1 年生は入学時特別増額貸与奨学金も本制度の対象となるのか。

A32. 入学時特別増額貸与奨学金も本制度の対象となります。
ただし、貸与始期は入学月となることから、アルバイト収入が大幅に減少した月も入学月と同じであることが必要です。

Q33. 私立大学の医学・歯学部、又は私立大学の薬学・獣医学部を対象とする増額貸与や、法科大学院生を対象とする増額貸与も本制度の対象となるか。

A33. いずれも本制度の対象となります。

Q34. 本制度では、第一種奨学金に設定されている「所得連動返還方式」、「猶予年限特例」、「特に優れた業績による返還免除（大学院）」は適用されるのか。

A34. いずれも適用されません。

Q35. 本制度では、減額返還や返還期限猶予制度は利用できるのか。

A35. 通常の第二種奨学金と同様に、減額返還及び返還期限猶予制度ともに利用が可能です。
適用条件等も同じです。

【貸与期間】

Q36. 貸与期間は令和５年３月までとあるが、令和５年４月以降も学生生活に大きな支障が生じ経済的理由により大学等での修学が困難と認められる場合でも貸与期間の延長は認められないのか。

A36.　今回の措置は、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、大学等を中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活にも経済的な影響が顕著となった学生等を緊急的に救済する特別措置として実施することから昨年度同様、貸与期間は当年度限りとし、令和５年３月までとして取り扱うこととしています。なお、次年度春の在学採用において通常の第一種又は第二種奨学金又は随時、家計急変による緊急・応急採用に申し込むことは可能です。

Q37. 学生が次のアルバイトが決まるまでの間のみ、本奨学金を利用することはできるか。

A37.　学生の収入状況に合わせて、予定している貸与終期よりも前（例えば、３か月間だけ等）に貸与を終了していただくことも可能です。将来の返還時の負担等も考慮して、本奨学金を利用していただけるよう、学生等にご指導願います。

【申込（推薦）期限】

Q38. 緊急特別無利子貸与型奨学金の申込期限は、定期採用と同じではないのか。

A38. 随時、申し込むことができます。
ただし、最終期限は令和５年１月 24 日（火）となります。

【申込方法・推薦方法】

Q39. 申込みにあたりインターネット（スカラネット）入力に誤り等があった場合、どのような手続きを行えばよいか。

A39.　申込者の入力内容に誤りがある場合、学校担当者ホームページに掲載した「選考ソフトの入力内容の確認に関する補足」をご確認のうえ、選考ソフト上にて修正してください。

Q40. 推薦目安はあるのか。

A40. 特に推薦目安はないので、条件を満たすと判断した希望者全員を推薦することができます。

Q41. 例えば、令和４年４月に既に第二種奨学金の申込をしており、現在推薦前の学生から本奨学金に申込を変更したい旨の相談があった場合は変更することは可能か。

A41. 申込を変更することは可能ですが、次の点にご注意いただく必要があります。

本制度に申し込む場合は、推薦前の第二種奨学金の申込者を含め、所定の方法（資料「インターネット（スカラネット）入力に関する補足」参照）によるスカラネット申込み等が必要となります（選考ソフト上での申込情報等の変更では対応できません）。この場合、既に申込中のデータについては、選考ソフトにおいて推薦前に貸与区分の変更等（第二種奨学金のみ申込の場合は「推薦外」の確定処理）を行ってください。

なお、現在推薦手続き中の第二種奨学金の推薦を取りやめ、改めて本制度での推薦手続きを行う場合は、要件（アルバイト収入の状況等）との関係で推薦できる学生等であるかどうかや貸与期間は令和５年３月までとなり、延長はできないことにご注意いただく必要があります。

また、通常の第二種奨学金の利用を検討する学生に対しては、有利子ではありますが、在学中には返還期限猶予（在学猶予）を利用できること、返還困難時には減額返還や返還期限猶予の制度を利用できること、基本月額の上限利率は３％ですが、現在の利率は非常に低くなっていること等もご案内いただくようお願いします。

（参考）第二種奨学金の利率について

基本貸与月額にかかる利率は、財政融資資金の借入利率に連動して、貸与終了時に決定される仕組みとなっています（上限３％）。

○ 貸与終了者の適用利率

貸与終了年月	利率固定方式	利率見直し方式 （５年毎見直し）
2022 年３月	０．３６９％	０．０４０％
2023 年３月	2023 年３月決定	

【提出書類】

Q42. 現在第一種奨学金を申込中の者が緊急特別無利子貸与型奨学金に申し込んだ場合、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（確認書）は２枚提出が必要なのか。

A42. 第一種奨学金に申込中の場合であっても、緊急特別無利子貸与型奨学金に申し込む場合は、改めて確認書の提出をご案内ください。なお、本制度と第一種奨学金を同時に申し込む場合であれば、確認書の提出は１枚でも結構です。ただし、この場合も、スカラネットによる申込は、本制度と第一種奨学金とで、それぞれ別に申し込む必要があります。生計維持者の収入に関する証明書類については、本制度と第一種奨学金の申込書類として重複する場合は、１通あれば結構です。

Q43. 生計維持者の収入に関する証明書類は、転職等をしていなければ、所得証明書などの提出のみ求めればよいのか。

A43. 8 月までに申込む場合、2020 年中に転職等をしていなければ、2021 年度（2020 年 1 月～12 月分）の所得証明書等のみ提出を求めてください。

また、9 月以降に申込む場合、2021 年中に転職等をしていなければ、2022 年度（2021 年 1 月～12 月分）の所得証明書等のみ提出を求めてください。

なお、スカラネットで年金や児童手当、特別控除等の申告がされていれば、それらの証明書の提出も必要です。